

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則 平成7年3月31日規則第38号 (建築行為等の届出等)</p> <p>第16条 条例第25条第1項の届出は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行おうとする前であって前条に規定する建築行為等に着手しようとする日の30日前までに、建築行為等届出書(第4号様式)を区長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) ～ (8) 省略</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律(平成27年法律第53号)第<u>34</u>条第1項に規定する認定の申請(同法第<u>35</u>条第2項の規定による申出がある場合に限る。)又は同法第<u>36</u>条第1項に規定する変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第<u>35</u>条第2項の規定による申出がある場合に限る。)</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>附 則(令和6年3月5日規則第12号)</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第9号の改正規定(「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則 平成7年3月31日規則第38号 (建築行為等の届出等)</p> <p>第16条 条例第25条第1項の届出は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行おうとする前であって前条に規定する建築行為等に着手しようとする日の30日前までに、建築行為等届出書(第4号様式)を区長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) ～ (8) 省略</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第<u>29</u>条第1項に規定する認定の申請(同法第<u>30</u>条第2項の規定による申出がある場合に限る。)又は同法第<u>31</u>条第1項に規定する変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第<u>30</u>条第2項の規定による申出がある場合に限る。)</p> <p>2～3 省略</p>